

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-98号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（休業の事由及び期間）</u></p> <p>第24条 一般職員勤務時間条例第20条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第2項の人事委員会規則で定める事由及び期間は、職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員及び育児休業条例第2条第1号から第4号までに掲げる職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が不妊治療を受ける場合において1年（分割する場合は通算して12月）を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>2 休業の承認を受けようとする職員は、休業しようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者又は県教育委員会に対し、その承認を請求するものとする。</p> <p>3 任命権者又は県教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、職員が定期的に不妊治療を受け、不妊治療に伴い勤務しないことが相当であると認められるときは、公務の運営に支障がない限り、これを承認しなければならない。</p> <p>4 休業をしている職員は、任命権者又は県教育委員会に対し、当該休業の期間の延長を請求することができる。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、休業の期間の延長について準用する。</p> <p>6 休業の期間には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p> <p><u>（休業の承認の失効等）</u></p> <p>第25条 休業の承認は、当該休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は妊娠した場合その他委員会の定める事由に該当することとなった場合には、その効力を失う。</p> <p>2 任命権者又は県教育委員会は、休業をしている職員が不妊治療を受けなくなった場合は、当該休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>3 休業をしている職員は、妊娠した場合又は不妊治療を受けなくなった場合その他委員会の定める事由に該当することとなった場合には、遅滞なく、</p>	<p>第24条 <u>削除</u></p> <p>第25条 <u>削除</u></p>

その旨を任命権者又は県教育委員会に届け出なければならぬ。

(休業の手續)

第26条 休業の手續は、前2条に定めるほか、任命権者又は県教育委員会の定めるところによらなければならぬ。

第26条 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。